

出来事（2018年7月）

1. 健康増進法の改正（受動喫煙の防止等）

7月18日、参議院で可決・成立しました。施行は、2020年4月です。

2. 既存添加物の販売実態調査（第4次消除 2回目）

厚生労働省は、「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等の調査」を、昨年12月22日から行った（「平成29年度調査」という）ところ、68品目の既存添加物の販売実績等を確認できなかったとして、海外を含む第2回目の調査が実施されることになりました。

- ・調査期間：6月27日～9月26日
- ・調査品目：68品目

3. 食品添加物の新規指定

1) プロピコナゾールの指定（ポストハーベスト） 7月3日

あんず、すもも、ネクタリン、もも、かんきつ類（みかんを除く）

指定に伴う表示基準の改正（消費者庁） 7月10日

2) 二炭酸ジメチル（Dimethyl dicarbonate DMDC）（殺菌剤）の新規指定については、2月9日、3月7日、4月19日、5月31日の食品安全委員会食品添加物専門調査会で審議されました。継続審議とされています。

4. 規格基準の改正

- ・ミネラルウォーター類の規格基準の改正 7月13日
- ・豆腐の規格基準（成分規格、製造基準）の改正 7月13日
- ・安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一部改正 7月13日
大臣官房 生活衛生・食品安全審議官 通知

5. 遺伝子組換え食品・食品添加物

JPBL002株を利用して生産されるプルナナーゼ（ノボ社）の承認 7月2日

6. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 7月の新たな出荷制限はありません。

7. JECFA 第86回 6月12～21日 ジュネーブ

7月3日、要約と結論が公表されました。

- ・アニオン性メタクリル酸共重合体（AMC）：新規格、保留
残留モノマーに遺伝毒性の懸念があり、評価完了せず。

- ・塩基性メタクリル酸共重合体（BMC）：新規規格
ADIを特定しない
- ・中性メタクリル酸共重合体（NMC）：暫定規格
ADIを特定しない（暫定的）
- ・エリスロシン（赤色3号）：規格の一部改訂
従来のADIの0～0.1mg/kg体重/日を再確認
- ・インジゴチン（青色2号）：規格の一部改訂
従来のADIの0～5mg/kg体重/日を再確認
- ・ルテイン：規格の一部改訂
マリーゴールド由来のルテインとルテインエステル、合成ゼアキサントンのグループADIを「特定しない」と、現在規格が定められていないメゾゼアキサントンは、グループADIに含まれないとされました。
- ・ソルビトールシロップ：ADIを特定しない。
既評価のソルビトールシロップと別の評価は必要ないとされました。
- ・スピルリナ抽出物：暫定規格
ADIを特定しない（暫定的）
http://www.who.int/foodsafety/areas_work/chemical-risks/JECFA86-Summary-Report.pdf

8. 食品添加物ジェランガム（E 418）の安全性の再評価

EFSAのANSは、ジェランガムに一日摂取許容量（ADI）を設定する必要はないとし、詳細暴露量の評価結果から、安全性の懸念はないとしました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5296>

9. 食品酵素：暴露推定できるツールの稼働

EFSAは、加工工程で使用される食品酵素による慢性暴露量（chronic dietary exposure）を推定するツール（Food Enzyme Intake Model、FEIM）を公表しました。EFSAの「Knowledge Junction」から利用可能とのことです。

<https://www.efsa.europa.eu/en/press/news/180704-0>

10. 遺伝子組換え *Bacillus licheniformis* NZYM-AV 株由来の酵素 α -アミラーゼの安全性評価

EFSAは、企画された使用条件下で安全性の懸念を生じることはない結論しました。

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2018.5318>

遺伝子組換え *Bacillus licheniformis* NZYM-AN 株由来の酵素 α -アミラーゼの安全性評価

EFSAは、企画された使用条件下で安全性の懸念を生じることはない結論しました

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2018.5317>

遺伝子組換え *Aspergillus oryzae* NZYM-KP 株由来の酵素グルコースオキシダーゼの安全性評価

EFSAは、企画された使用条件下で安全性の懸念を生じることはない結論しました。

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2018.5319>

11. 乳幼児食品に使用される食品添加物の使用量制限等の推進

韓国食品医薬品安全庁は、6月15日、乳幼児食品に使用される食品添加物（グアーガム、等）の使用量を制限する規格・基準の改正案を予告しました。

- ・乳幼児食品に使用される食品添加物（14品目）
- ・天然由来の添加物の認定に関する規定の新設、等

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=3&seq=42441>

12. ブラジルでの食肉の不正事件

厚労省は、7月19日、ブラジルでの食肉の不正事件に対する日本の対応等を公表しました。

①ブラジル政府は、食肉検査の不正行為に関連したブラジル国内の21の処理・加工・製造施設が捜査対象とし、このうち3施設については操業停止措置、他の18施設についてはブラジル農務省の特別検査の対象とした上で出荷停止措置、その後、特別検査対象施設の6施設に操業停止措置がとられたとのことです。

②平成27年度のブラジルからの食肉、食肉製品の輸入実績は43万7000トン。そのうち42万1000トンが冷凍鶏肉で、捜査の対象となった21施設で処理・加工・製造された鶏肉、はちみつ、プロポリスなどの畜産食品について、平成29年3月21日以降、輸入手続を保留し、輸入を認めないとのことです。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000335236.pdf>

13. 包材から食品へのミネラルオイルの移行

ドイツ連邦リスク評価機関（BfR）は、2017年12月に、「品中のミネラルオイルについてのQ&A」を公表し更新しています。いくつかのポイントは次の通りです。

- ・再生ダンボールに含まれるミネラルオイルが食品に移行する可能性がある。
- ・食品中に検出されるミネラルオイル混合物は、飽和炭化水素や芳香族炭化水素である。
- ・小麦粉、米、パン粉、朝食用シリアルなど表面積の大きい乾燥食品への移行が想定される。
- ・芳香族炭化水素の中には、発がん性の多環芳香族炭化水素も含まれる。
- ・EFSAは、成人の飽和炭化水素の摂取量を0.03~0.3mg/kg体重/日と推定している。等々。

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/questions-and-answers-on-mineraloil-components-in-food.pdf>

14. 羅漢果抽出物由来の食品添加物（甘味料） オーストラリア

日本の事業者が申請した羅漢果抽出物由来の食品添加物（甘味料）について、FSANZのリスク評価で、「ADIは特定されない」とされ、パブコメが8月31日まで実施されます。

<http://www.foodstandards.gov.au/code/applications/Pages/A1129-MonkFruitFA.aspx>

15. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社カーギルジャパンが、ベネズエラ輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で一律基準を超える2,4-D（0.02ppm）検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。カカオ豆の食品衛生法違反は、継続しており、輸入者の姿勢を疑いたくなります。

*2,4-D：フェノキシ酸系農薬・除草剤

- ・住商フーズ株式会社がオーストラリアから輸入したソラマメのモニタリング検査で一律基準を超えるフルキンコナゾール（0.03ppm）検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

＊フルキンコナゾール：農薬・殺虫剤

- ・弥生商事株式会社が中国から輸入した冷凍たまねぎの命令検査でチアメトキサム 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

また、株式会社神戸洋行が中国から輸入した生鮮たまねぎの命令検査でチアメトキサム 0.12ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

＊チアメトキサム：ネオニコチノイド系殺虫剤

（作成：2018年7月28日）